

○ 大和市公共下水道区域外接続（污水）に関する基準

（趣旨）

第1条 この基準は、公共下水道への污水の区域外接続の取扱いに関して、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）及び大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公共下水道 本市が設置する下水道で、法第2条第3号の規定に該当するものをいう。
- （2）污水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は付随する廃水をいう。
- （3）区域外接続 法第9条の規定による、供用開始等の公示区域以外の区域の污水を流入させるため、公共下水道の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けることをいう。
- （4）下水道事業協力金 公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるために支払いを求めるものをいう。

（誓約書の提出）

第3条 区域外接続の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ下水道事業協力金納付誓約書を市長に提出しなければならない。

（許可の条件等）

第4条 区域外接続は、次の各号に掲げる要件を充たした場合に許可するものとする。

- （1）区域外接続に係る排水施設が、本市の施設計画に整合していること。
- （2）流入しようとする汚水量が、接続しようとする公共下水道の計画水量として見込まれていること。
- （3）申請者が、現に排水処理に困窮し、又は接続することが公衆衛生上有利であると認められるとき。
- （4）申請に係る排水施設の所在する区域の公共下水道整備について、相当期間事業実施の見込みがないこと。
- （5）既設の公共下水道の機能を損なわないものであること。
- （6）下水道事業協力金（以下「協力金」という。）の納入が完了していること。

2 申請に係る排水施設が公共施設、医療施設、その他の公共性の高い施設であると認められる場合であって、当該区域外接続が既設の公共下水道の機能を損なわないものであるときは、前項の第1号から第4号までの規定にかかわらず、許可をすることができるものとする。

（費用の負担）

第5条 区域外接続に係る工事費その他の費用は、すべて申請者が負担するものとする。

（施設の譲渡及び管理）

第6条 区域外接続を許可された者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び大和市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号）に定めがあるものを除き、排水施設のうち下水道本管、取付管及び取付管に接続する汚水ますを、市長に無償で譲渡する旨を申し出なければならない。

2 前項により譲渡された排水施設は、本市が管理するものとする。

（協力金）

第7条 区域外接続を許可する場合には、下水道事業協力金（以下「協力金」という。）を徴収するものとする。

（協力金の算定基準）

第8条 協力金の算定基準となる土地の面積は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳による。

2 土地の利用が数筆全体にまたがっている場合は、筆毎の土地課税台帳の合計地積とする。

3 土地の利用が筆全体ではなく、分筆されていない状況で現況及び利用状況から判断して土地評価上異なる地目が混在する場合は、その部分の地積を除く地積とする。

ただし、その土地が公共下水道の区域内となったときは、受益者に係る負担金を賦課することとする。

4 土地課税台帳によりがたい場合は、許可時点における土地の現況及び利用状況により、土地登記簿又は実測の地積とする。

（協力金の額）

第9条 協力金の額は、前条各号に定める地積に大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年大和市条例第21号）第3条に規定する受益者負担金の額に相当する額を乗じて得た額とする。

（端数計算）

第10条 前条により算出した協力金の場合の端数については、10円未満を切り捨てたものとする。

（協力金の減免）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の協力金を減免することができる。

（1）国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者

（2）国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

（3）国又は地方公共団体が経営する企業の用に供している土地に係る受益者

（4）前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に協力金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

2 協力金の減免を受けようとする者は、大和市下水道条例施行規則（平成7年大和市規則第23号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づく物件設置等許可（公共下水道施設工事施工等承認）申請書に下水道事業協力金減免申請書を添付して市長に提出しなければならない。

らない。

- 3 市長は、協力金の減免の申請があったときは、別表第 1 に規定する下水道事業協力金減免基準に基づき、その適否を決定し、物件設置等許可（公共下水道施設工事施工等承認）決定通知書の許可条件に明記して申請者に通知するものとする。
- 4 区域外接続により協力金を納付した土地が、法第 9 条の規定による供用開始等の公示区域となったときは、負担金相当額を納付したものとみなす。

（下水道使用料の納付義務）

第 1 2 条 区域外接続により公共下水道を使用することとなった者は、条例第 1 4 条の規定に基づき、下水道使用料を納付しなければならない。

（助成制度の適用除外）

第 1 3 条 この基準の規定に基づく区域外接続については、大和市水洗便所改造資金助成条例（昭和 4 4 年大和市条例第 8 号）及び大和市自費施工排水工事助成要綱（昭和 5 1 年大和市告示第 2 6 号）は適用しない。

（区域外接続の手続等）

第 1 4 条 区域外接続に係る申請、許可、完成検査の手続は、大和市下水道条例施行規則の規定に基づくものとする。

（様式）

第 1 5 条 この基準の規定により使用する様式は、別表第 2 に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

（その他）

第 1 6 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日以降に区域外接続許可の申請があったものから適用し、すでに「区域外接続（汚水）の取扱いに関する方針」に基づいて許可し、または納入させるべきであった区域外接続許可に関わる協力金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

1 協力金に関する経過措置は次のとおりとする。

施行年月日		施行期限
昭和52年4月1日	「処理区域外接続の内規について」において、市街化区域に編入され下水道事業受益者負担金が賦課された時点で協力金を納付するものとする。	昭和58年11月10日
昭和58年11月11日	「区域外接続（汚水）の取り扱いに関する方針」において、排水区域となったときに下水道事業受益者負担金相当額を納付するものとする。	昭和60年3月31日
昭和60年4月1日	「区域外接続（汚水）に係る協力金に関する要綱」において、認可区域外は下水道事業協力金を納付し、認可区域内は従前どおりとする。	昭和60年3月31日
昭和60年4月1日	「大和市公共下水道区域外接続（汚水）に関する要綱」以後については、区域外接続に係わる土地について協力金を納付するものとする。	

2 この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）
下水道事業協力金減免基準

該当条項	対象となる土地等	減免率（％）
第11条第1号	国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地	100
第11条第2号	国又は公立の学校施設及び社会福祉施設に供している土地	75
	警察、法務収容施設に供している土地	75
	一般庁舎に供している土地	50
	有料公務員宿舎に供している土地	25
第11条第3号	国又は地方公共団体が経営する企業の用に供している土地	25
第11条第4号	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が、同法第2条第2項及び第3項に規定する事業のために設置した社会福祉施設に供している土地 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が、教育の目的のために供している土地	75
	宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体が、同法第3条に定める境内地に供している土地	50
	墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地に供している土地	100
	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財(無形文化財を除く。)の存する土地	100
	消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する消防団が使用する消防用施設に供している土地	100
	電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める特別高圧架空電線下の土地又は鉄塔敷地に供している土地	50
	自治会が使用する集会場の用に供している土地	50

別表第2（第15条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	下水道事業協力金納付誓約書	第3条
第2号様式	下水道事業協力金減免申請書	第11条第2項

第1号様式(要領第3条関係)

下水道事業協力金納付誓約書

年 月 日

大和市長 あて

住所

誓約者 氏名 ----- 印
(権利者)
電話 ()

大和市公共下水道区域外接続(汚水)に関する要領第3条の規定により、次のとおり下水道事業協力金を納付することを誓約します。

下水道事業協力金	円 (1m ² 当たり) 円)
----------	----------------------------

納付方法	許可時点において、納入通知書により一括納付します。
------	---------------------------

申請区域

土地の所在地	地番		地目	地積	協力金額
	本番	枝番			
大和市				m ²	—
大和市				m ²	—
大和市				m ²	—
大和市				m ²	—
大和市				m ²	—
大和市				m ²	—
合計				m ²	円

第2号様式（要領第11条関係）

下水道事業協力金減免申請書	担当	係長 主幹	課長 参事	受付	・	・
				決裁	・	・
				処理	・	・

年 月 日	
大和市長 あて	
申請者	住 所 ----- フリガナ 氏 名 ----- 印 電 話 () ----- (法人の場合は、名称、代表者の氏名)
下水道事業協力金について、大和市公共下水道区域外接続(汚水)に関する要領第11条第2項の規定により減免を受けたいので、次のとおり申請します。	

土地の所在	地 番		地目	地 積	申 請 理 由
	本 番	枝 番			
大和市				m ²	
大和市				m ²	
大和市				m ²	
大和市				m ²	
大和市				m ²	

添 付 書 類	
---------	--

注 意
 減免理由が、高圧線下に係る土地の場合については、「送電路線架設に関する契約書」または「地役権設定契約書」を必ず添付してください。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 減免する。(減免率 %)	備 考
	<input type="checkbox"/> 減免しない。	
通 知 書 番 号		
受 益 者 コ ー ド		<input type="checkbox"/> Punch完了

(注) 届出者は、太枠の中のみ記入してください。